令和3(2021)年度帰国生入試に関する特記事項

「今年度に限り、(3)~(6)の出願資格を満たさないことが、新型コロナウィルス感染症の影響によるものだと本校が判断した場合には、出願が認められることがありますので、別途ご相談下さい。」に関連して、よくある質問の例は以下の通りです。

- Q) 令和 2 (2020) 年 1 月以降、滞在先の新型コロナウィルス感染症の拡大状況が深刻で、 日本に緊急帰国をすることになりました。本来であれば、令和 2 (2020) 年 6 月まで滞在 し、9 年課程を修了する予定でしたがそれが叶いませんでした。そのため帰国後、日本の 中学校に在籍しており、令和 3 (2021) 年 3 月に卒業見込みです。このような場合は出願 が認められますか?
- A) 令和2 (2020) 年3月まで海外に滞在する予定であったが早期帰国し、「海外在留2年以上」の条件を満たしていない例は、新型コロナウィルス感染症の影響だと判断される典型的な例です。最終的には、保護者の方の勤務先または海外での在籍校に「緊急帰国をする必要のある状況だった旨を証明する文書 (自由様式)」をご提出いただきます。本件に該当する可能性がある場合は必ず事前に、 kikoku@gakugei-hs.setagaya.tokyo.jp までメールでお問合せ下さい。その際に「緊急帰国をする必要のある状況だった旨を証明する文書(自由様式)」を PDF で添付してお送り下さい。なお、本件は生徒募集要項配付以前にお電話等でお問合せいただいた場合も、令和2 (2020) 年10月5日(月)から12月18日(金)までに、前述文書を添付のうえ、改めてご連絡を下さいますようお願い致します。